

	労働者代表委員の意見	使用者代表委員の意見	公益委員のコメント
○通勤手当	○ 通勤手当は正社員と同じにすべきである。	○ 実費弁償の通勤手当について均衡を図ることの検討はあり得る。 ○ 通勤手当について、短時間労働者は職場近辺に居住し、徒歩・自転車通勤する者を念頭に募集しており、また、比較的単純な労務を短時間しか提供してもらえないので、新幹線通勤をしてもらってでも雇用する必要性がない。さらに、日によって勤務先が異なる労働者の場合、それぞれの企業によって通勤手当の対応が異なる可能性もあるので、実務上反対する。	
○慶弔休暇	○ 法律において一般的に義務化すべきである。ただし、すべての福利厚生について正社員と同じにするわけではなく、慶弔休暇、慶弔見舞金、社員厚生施設は正社員と同じにすべきである。	○ 法定外の福利厚生は、企業の自主的な取組によるものであることが大原則である。また、保養施設ならリフレッシュを目的に、社内行事、慶弔見舞いなら職場の一体感の醸成、共済を目的になど、それぞれ福利厚生の目的があって行っているので、企業の対応に任せてほしい。	○ 賃金については時間比例という考え方があるが、教育訓練・福利厚生は、元々長期雇用の維持のために企業が整備してきた性質のものであるので、時間比例だけではとらえられない面がある。